

2020年2月26日

会員各位

相馬商工会議所

新型コロナウイルス感染症への対応について

政府から、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日決定）における各事業所の職場での感染拡大防止に向けた取り組みの強化について、下記のとおり要請がありましたのでご連絡いたします。

各会員事業所におかれましては、改めて別紙「新型コロナウイルスを防ぐには」により、従業員等個人の感染防止策を徹底いただくとともに、会議・イベント等の開催にあたっては、各種会場への消毒用アルコールの設置やマスクの準備、咳エチケットの徹底等により、参加者の感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

◆事業者への要請内容

①患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等

②イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討

〈参考〉

○新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihonhousin.pdf